

# PSI研究会 会員規約

会員制度・Basic認定更新・PSI取扱い・法人利用の共通ルール

## 第1条（目的）

本規約は、合同会社ASI（以下「当社」）が運営するPSI研究会の会員制度、PSI Basic Instructor認定の更新、知覚入力型インソール®（Perceptual Stimulus Insole：PSI）の取扱い、および法人によるPSI事業・OEM製品取扱いの基本条件を定めるものです。

本研究会は、対面式PSI Basicセミナー受講後の学びなおし、基礎知識の補強、症例共有、研究・最新情報の紹介および会員間の情報交換を通じて、継続学習と適正なPSI実践を支えることを目的とします。

## 第2条（入会資格）

1. 受講会員への入会は、当社が実施または承認した対面式PSI Basicセミナーを受講した者に限ります。オンラインセミナーのみの受講者は対象となりません。

2. 法人会員AとしてPSIを実施する登録認定者は、有効なPSI Basic Instructor認定証を取得している者に限り、本人の同意を得て登録手続きを行わなければなりません。

## 第3条（会員区分）

1. 受講会員A（PSI Basic Instructor認定者）は、有効なBasic認定を有する個人会員です。

2. 受講会員B（未認定受講者）は、対面式PSI Basicセミナーを受講済みで、所定のBasic認定課題を修了していない個人会員です。

3. 法人会員A（PSI登録施設）は、登録認定者を通じ、法人名義で個別処方型PSIを取り扱う法人会員です。

4. 法人会員B（OEM製品取扱法人）は、当社の審査を経て、アドバイザー契約その他の個別契約を締結した法人に、当該契約期間中のみ付与される登録区分です。

## 第4条（会費・料金）

1. 受講会員Aおよび受講会員Bの年会費は、各6,000円（税込）です。

2. 法人会員Aの年会費は30,000円（税込）とし、登録認定者2名分の受講会員A年会費およびBasic認定更新を含みます。3人目以降は、1名につき年額10,000円（税込）です。

3. 法人会員Bの費用、登録認定者数および権利範囲は個別契約に定め、法人会員Aの会費または追加登録料を別途請求しません。

4. Basic認定証はPDF形式で発行します。紙の認定証を希望する場合は、1通3,000円（税込）を別途支払うものとします。

5. 対面式PSI Basicセミナーの受講・再受講料、インソール・材料費およびPSI Advance Courseの受講料は年会費に含まれません。対面セミナーの無料リピート制度はありません。

6. 本規約に表示する金額は、すべて税込の支払総額です。

## 第5条（会員年度・自動更新）

1. 会員年度は、毎年4月1日～翌年3月31日とします。

2. 翌年度会費は、退会または自動更新停止の申請がない限り、毎年3月26日に当社指定の決済サービスを通じて自動決済します。

3. 翌年度の自動更新を希望しない場合は、毎年3月10日までに当社指定の方法で申請しなければなりません。

4. 毎年3月1日から3月21日までは、新年度への切替えのため新規入会の申込みを休止します。

5. 毎年3月22日から3月31日までに新規入会する者は、次年度分会費を支払い、決済完了時から翌年3月31日まで会員サービスを利用できます。初年度の3月分について別途会費は請求しません。

## 第6条（申込み・入会資格の確認）

1. 申込者は、所定の申込フォームに正確な情報を入力し、本規約および当社プライバシーポリシーに同意して申し込みます。

2. 当社指定の決済サービスにおいて申込みおよび会費の決済が完了した時点から、会員資格が有効となります。当社は申込後に、対面式Basicセミナーの受講歴、認定状況その他の入会資格を確認します。

3. 申込内容の虚偽、入会資格を満たさないこと、過去の重大な規約違反、反社会的勢力との関係、当社またはPSIの信用を著しく損なうおそれその他合理的な理由が判明した場合、当社は登録を取り消すことができます。この場合、支払済み会費は原則として返金

しません。

## 第7条（受講会員BからAへの変更・認定証）

1. 受講会員Bは、有効な会員資格を有する期間中、当社所定のBasic認定課題を提出できます。
2. 当社が課題の修了を確認した日から、追加の年会費を要することなく受講会員Aへ変更し、PSI Basic Instructorとして認定します。認定の有効期限は当該会員年度末までです。
3. 新規認定時および毎年度の更新時に、有効期限を記載したPDF認定証を発行します。紙の認定証は、第4条に定める料金の入金確認後に発行します。

## 第8条（Basic認定の更新）

1. 受講会員AのBasic認定更新は、所定の年会費の納入を要件とします。研究会への参加は認定更新の必須要件ではありません。
2. 法人会員Aに登録された認定者は、法人会費または追加登録料の納入によりBasic認定を更新します。登録には本人の同意が必要です。

## 第9条（研究会の内容・実施方法）

1. 研究会では、対面式Basicセミナーの振り返り、運動学・解剖学等のPSIに必要な基礎知識、基礎的・簡単な症例共有と検討、PSIに関する研究・最新情報の紹介および会員間の情報交換等を行います。
2. オンライン配信およびオンデマンド配信を合わせ、原則として1会員年度につき3回以上実施します。ただし、2026年度は制度開始年度のため1回とします。
3. 運営上の事情その他やむを得ない事由により、内容、形式、日程または回数を変更し、延期または中止する場合があります。

## 第10条（PSI Advance Course）

1. PSI Advance Courseは研究会とは別の上位教育課程です。足部の機能&知覚（≠感覚）評価、疾患・障害等の基礎知識とPSIへの応用、PSIに関する最新知見の体系的理解と臨床応用、応用的な症例検討およびFoot Core Hybrid Insole等を扱う予定です。
2. 開催時期、受講要件、受講料および認定基準は正式決定後に別途案内します。研究会への参加または症例報告のみをもって、Advance認定その他の上位認定を付与することはありません。

## 第11条（受講会員AによるPSIの取扱い）

1. 受講会員Aは、会員資格が有効な期間中、対象者本人を直接評価し、突起の種類、硬度、位置および組合せ等を対象者ごとに個別決定する場合に限り、正規のPSIクラフトキットおよび専用部材を用いてPSIを作製し、対象者本人へ提供または販売できます。
2. 受講会員Aが法人等に勤務する場合、本人の責任で通常の臨床、施術または指導の一部としてPSIを使用できます。ただし、法人会員Aでない勤務先は、法人名義でPSIを独立したサービス・料金メニューとして広告し、または『PSI登録施設』と表示できません。

## 第12条（受講会員Bの制限）

受講会員Bは、PSI Basic Instructorとしての表示、認定証の使用、PSIクラフトキット・専用部材の購入、PSIの作製・提供・販売、および法人会員の登録認定者としての活動を行うことができません。第7条により受講会員Aへ変更された後に、受講会員Aの権利を行使できます。

## 第13条（法人会員A・PSI登録施設）

1. 法人会員Aは、登録認定者による直接評価と個別処方的前提に、法人名義でPSIを提供・販売し、当社所定の方法で『PSI登録施設』と表示できます。
2. 『PSI登録施設』は、法人会員Aとして登録され、登録認定者を通じてPSIを取り扱う施設であることのみを示し、当社の代理店、提携企業、認定医療機関または効果・安全性の保証を意味しません。
3. 登録認定者は、有効なPSI Basic Instructor認定証を取得している者に限り、本人の同意を得て登録します。年度途中の登録者の差し替えはできません。退職・異動等により登録から外れた場合も、その登録枠を同一年度内に別の者へ振り替えることはできません。
4. 年度途中に新たな登録者が必要な場合は追加登録とし、第4条に定める追加登録料を支払うものとします。次年度更新時に登録者を変更する場合は、毎年3月10日までに当社所定の変更届を提出しなければなりません。
5. 法人の登録認定者から外れた者は、法人負担による受講会員Aの権利をその時点で失います。発行済みのBasic認定証は当該年度末まで有効ですが、キット購入、新規作製・提供・販売等を継続するには、個人で受講会員Aへ切り替える必要があります。

## 第14条（法人会員Aの禁止範囲・法人会員B）

1. 法人会員Aの登録のみでは、OEM・PB製品の開発、PSI部材の自社製造、規格品・既製品の量産、卸売・再販売、他社製品へのPSI名称・商標使用、およびPSIを利用した新商品・サービス開発を行うことはできません。

2. 前項の事業を行う法人は、当社の審査を受け、アドバイザー契約その他の個別契約を締結し、法人会員Bとして登録されなければなりません。
3. 法人会員BによるOEM製品の開発、製造、名義・商標使用および販売は、契約期間中かつ個別契約で明示的に認められた範囲に限ります。契約終了後は、OEM製品の販売を含む当該行為を直ちに停止し、当社が書面で認めた範囲のみ例外とします。
4. 法人会員Bに登録認定者が在籍する場合は法人会員Aの権利を利用できます。登録認定者の人数にかかわらず別途会費・追加登録料は請求せず、条件は個別契約に定めます。
5. 個別契約と本規約の定めが異なる場合は、個別契約を優先します。

## 第15条（特許・商標・個人処方）

1. 会員資格は、PSIクラフトキットまたは同様の特許形式を自ら製造・商品化する権利を付与するものではありません。自社製造または商品化には、権利者との別途契約その他必要な許諾を要します。
2. 認定者が直接評価しないもの、既定配置を選択するだけのもの、同一仕様の反復作製・量産、自作・模倣部材を用いたもの、事業者への卸売または第三者による再販売は、本規約上の個人処方に含まれません。
3. 会員資格、Basic認定、PSI取扱権および会員アカウントを第三者へ譲渡、貸与または名義変更することはできません。

## 第16条（効果表示・実施責任）

1. PSIは特定の治療効果を保証するものではありません。会員は、医療機器または治療行為であるかのような誤認表示、治癒・矯正・予防・必然的改善その他の効果保証を行ってはなりません。
2. 会員は、自身の資格、職域および関係法令に従い、対象者への説明、適用判断、評価、作製、適合確認、経過確認、販売および広告を自らの責任で行います。

## 第17条（症例情報・録画）

1. 症例を共有する会員は、個人を特定できる情報を十分に削除し、所属施設の規程および関係法令等に従って必要な同意・承認を自らの責任で取得します。
2. 会員は、当社の許可なく研究会を録音、録画、撮影または転載できません。
3. 当社がオンライン研究会をオンデマンド化する場合は、講義部分のみを原則として収録し、症例討議部分は原則として収録しません。症例部分を収録する場合は、発表者および必要な対象者の同意を確認します。

## 第18条（教材・オンデマンド利用）

1. 研究会の動画、資料、教材、画像、評価方法その他のコンテンツに関する著作権等は、当社または正当な権利者に帰属します。
2. 会員は、第三者への共有、複製、転載、再配布、SNS・動画サイトへの投稿、アカウント貸与および営利目的の二次利用を行ってはなりません。
3. オンデマンド動画・資料は、会員資格が有効な期間中のみ閲覧できます。退会、資格取消しまたは会費未払いによる停止後は、過去に会費を支払った年度のコンテンツも閲覧できません。

## 第19条（会費未払い）

1. 自動決済が失敗した場合、翌年度会費は未払いとして計上され、当社は登録メールアドレス等へ督促を行います。未払い中は、Basic認定およびすべての会員権利を一時停止します。
2. 各年度会費の支払期限は、原則として請求日から1年とします。退会または自動更新停止の申請がない限り、翌年度会費も発生します。
3. 未払いが2年度連続した場合、当社は会員資格を取り消します。取消し後は新たな年度会費を加算しません。
4. 取消し前に未払い会費を全額納付した場合、入金確認後直ちにBasic認定および会員権利を復旧します。ただし、権利停止期間中に行った認定表示、キット購入、PSI作製・提供・販売その他の違反行為が適法となるものではありません。
5. 資格取消し後に再入会する場合は、取消しまでに発生した未払い会費の全額納付と当社の承認を必要とします。

## 第20条（退会・資格終了・返金）

1. 会員都合による年度途中の退会、登録解除、資格停止または登録取消しの場合、支払済みの会費は原則として返金しません。二重決済、決済システム上の誤課金、当社の責に帰すべき事情または法令上返金が必要な場合は、当社が必要と認める措置を講じます。
2. 会員資格終了前に適正に提供されたPSIは対象者が継続使用できます。回収は求めません。資格終了後の元会員は、新規作製、再作製、部材追加、有償調整、提供または販売を行うことができません。
3. 資格終了後は、認定者、研究会会員およびPSI登録施設としての表示を停止し、会員限定情報を利用または第三者へ提供してはなりません。

## 第21条（禁止事項・資格停止等）

会費未払い、虚偽申請、無断の商標・名義使用、無資格でのPSI作製・提供・販売、教材・秘密情報の不正利用、研究会運営の妨害、他の会員への迷惑行為、法令・公序良俗違反、当社またはPSIの信用を著しく損なう行為その他本規約違反があった場合、当社は注意、会員資格・認定の停止または登録取消しを行えます。重大な違反では事前の催告を要しません。

## 第22条（個人情報・名簿掲載）

1. 当社は、取得した個人情報を、入会資格・認定状況の確認、会員管理、会費決済・督促、研究会・教材の案内、認定証発行、規約違反への対応その他プライバシーポリシーに定める目的で利用します。
2. 希望する受講会員Aについて、本人の同意を得た氏名、都道府県、所属先等をPSI Basic Instructor一覧へ掲載できます。受講会員Bは掲載しません。
3. 法人の同意を得た法人会員A・Bのうち、PSI登録施設の条件を満たす施設について、法人・施設名、所在地、公式サイト等をPSI登録施設一覧へ掲載できます。

## 第23条（連絡・規約変更）

1. 当社から会員への正式な連絡は、登録メールアドレスへの送信または当社ウェブサイトへの掲載により行います。会員は連絡先の変更を届け出るものとし、未届または受信設定により通知を受け取れなかった場合も、当社が適切に送信または掲載したときは通知済みとして扱います。
2. 当社は、法令、制度または運営上の必要に応じ、本規約を変更できます。重要な変更は事前に通知し、原則として次の会員年度から適用します。支払済み年度の途中に、会員へ著しく不利益な変更は行いません。

## 第24条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本法に準拠します。本規約に関して紛争が生じ、協議によって解決しない場合は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則（2026年度の移行措置）

1. 対面式PSI Basicセミナーの受講年度・認定年度を問わず、2027年2月28日23時59分までに所定の申込みおよび決済を完了した者へ本附則を適用します。
2. 2026年度途中会費は、受講会員A・Bが3,000円（税込）、法人会員Aが15,000円（税込）（登録認定者2名分を含む）、追加登録認定者が1名につき5,000円（税込）です。
3. 移行会員の会員資格は決済完了時から2027年3月31日までとし、受講会員AのBasic認定も同日まで更新します。
4. 2027年度分は2027年3月26日に、受講会員A・Bが6,000円（税込）、法人会員Aが30,000円（税込）、追加登録認定者が1名につき10,000円（税込）を決済します。3月22日から3月31日までの新規入会時に2027年度分を支払った者には重複請求しません。
5. 移行措置の対象となる既存のPSI Basic Instructor認定者が2027年2月28日23時59分までに申込みおよび決済を完了しない場合、そのBasic認定は2027年3月1日をもって終了します。
6. 2026年度の研究会は、オンライン配信またはオンデマンド配信により1回実施します。
7. 本制度は、2026年度、2027年度および2028年度（2029年3月31日まで）の3会員年度を運用ルールの試行・見直し期間とします。制度そのものは正式に運用し、会員からの質問・意見、運営実績、決済、認定更新、PSIの取扱いその他の運用上の課題を踏まえ、会員区分、申込手続、認定・更新、研究会の実施方法、PSIの取扱範囲その他の運用ルールを見直すことがあります。
8. 試行・見直し期間中に運用ルールを変更する場合は、変更内容および適用開始日を、登録メールアドレスへの送信または当社ウェブサイトへの掲載により事前に周知します。会員に重大な不利益を及ぼす変更は、法令対応、安全確保または不正利用防止のため緊急に必要な場合を除き、原則として次の会員年度から適用します。
9. 前2項にかかわらず、試行・見直し期間中は、第4条および本附則に定める年会費、追加登録料ならびに紙の認定証発行手数料の金額を変更しません。

施行日 会費ペイで新制度の入会受付を開始した日

運営 合同会社ASI